



大阪弁護士会

大阪弁護士会

憲法市民講座

どなたでもご参加いただけます

(会員は) この研修は研修義務化対象講座です (2単位)

9条連続学習会(第4回) 憲法9条改正の論点 - 自衛隊明記の持つ意味

本講座は、憲法9条(1項・2項)をそのまま残し、さらに自衛隊に関する条項を追加するという、いわゆる自衛隊明記加憲論について学ぶものです。国民の中に広く存在する「肯定的評価」の前提としての専守防衛・災害救助隊の自衛隊と、安保法制のもと、限定的・部分的ではあっても従来違憲とされてきた集団的自衛権行使を行う自衛隊。同じ自衛隊という言葉でも意味内容はかなり異なります。このような違いを明確にすることなく国民投票にかける点について問題点は無いのか、慎重な検討が必要となります。政府の憲法解釈とは何か、これまで国会・行政の場でどのような議論が交わされてきたのか、元内閣法制局長官である阪田雅裕弁護士(第一東京弁護士会)にご講演いただき、**国民主権原理のもと、主権者である我々国民が、どのような形で自らの意思表明をしていくべきかを、皆様と一緒に考えていきたいと思っております。**

2018年4月28日(土)
14時30分~16時30分
(開場:14時)

会場:大阪弁護士会館
2階ホール(地図裏面)



講師

阪田 雅裕 氏

(第一東京弁護士会所属弁護士
元内閣法制局長官)

東京大学法学部卒。大蔵省(現在の財務省)入省後、大臣官房の参事官を経て審議官を務める。

のちに内閣法制局に出向し、総務主幹を経て、第三部や第一部の部長など、要職を歴任した。

主な著書に、「憲法9条と安保法制 - 政府の新たな憲法解釈の検証-」(有斐閣、2016年)、「法の番人」内閣法制局の矜持」(大月書店、2014年)、「政府の憲法解釈」(有斐閣、2013年)等。

お申込み方法は裏面をご確認ください。

お申込方法（4 / 28 憲法市民講座）

①インターネットでのお申込み（新着・イベント欄からお申込みください。）

右記URLまたはQRコードよりお申込みください。https://www.osakaben.or.jp

②FAXでのお申込み

下記をご記入の上、FAX番号 06-6364-7477 までお送りください。



ふりがな
氏 名

（弁護士の方は登録番号）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

@

参加人数

名

このイベントをどこでお知りになりましたか

一時保育サービスを実施します（要予約・無料）

- 対 象： 原則、首がすわっている乳児～未就学児
時 間： イベント開始15分前から終了15分後まで
連絡期限： イベントの10日前まで
連絡先： 大阪弁護士会 委員会部司法課 岡田（電話番号：06-6364-1681）
備 考： お電話でお連絡をいただいた後に申込書を送付します。申込書の提出をもって申込みが完了します。定員に達し次第、申込受付を終了しますので、ご了承ください。

「9条連続学習会（第4回）憲法9条改正の論点－自衛隊明記の持つ意味」は研修義務化対象講座です（2単位）

※ 大阪弁護士会の所属弁護士がこの学習会に出席した場合、研修単位を取得できます。・入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。・開始15分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。なお、ライブ研修、DVD研修に関わらず、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。



日時：2018年4月28日（土）

14:30～16:30（開場14:00）

場所：大阪弁護士会館 2階ホール

（〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5）

京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分

地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分

地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分

JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

本イベントに関するお問い合わせ先

委員会部司法課（岡田）電話番号：06-6364-1681

憲法市民講座 今後の予定

大阪弁護士会では、私たち一人一人が主権者として憲法問題を考えるにあたり、前提となる情報をお届けすべく、どなたでもご参加いただける憲法市民講座を企画しています。

講座の詳細、お申し込み方法、会場となる会議室などは、開催日が近づきましたら大阪弁護士会ホームページ（トップページの「イベント」欄）にてご案内いたしますので、定期的にご確認ください。

※講座内容、開催日等は予告なく変更する場合がございます。